

# 令和6年4月1日から 相続登記の申請の義務化が始まっています。

令和6年4月1日より相続登記の義務化が始まっています。今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう。

## 司法書士による 相続・遺言 についての

# 無料相談会

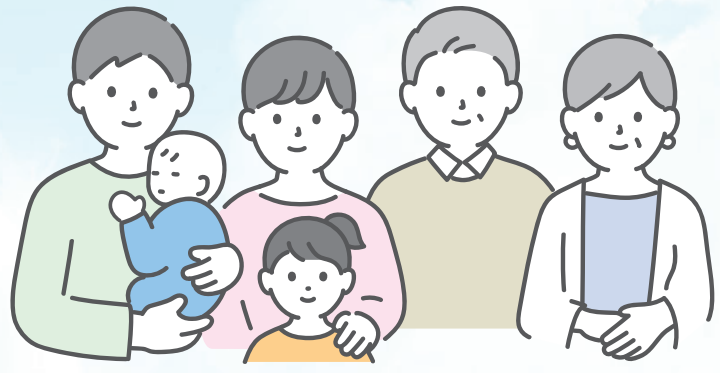
11 / 23 土  
13:00~16:00  
県内3会場  
同時開催

相続登記を長期間しないしていると、相続人が増え、手続きが大変になります。相続登記の専門家である司法書士が、相続全般について無料でお応えいたします。この機会にぜひご相談ください。

### ▼ 相続登記を放置していた場合に被るデメリット ▼

- 元々の相続人が亡くなった場合に相続関係が複雑になり手続きが面倒になる
- 相続した不動産が自分の意志で売却したり担保に入れたりできなくなる
- 相続人の中に借金がある人がいた場合、不動産を差し押さえられるリスクがある

## 相続トラブルにつながる可能性があります!!



### 相続土地国庫帰属制度 がスタートしました。



- 相続した土地を手放したい方
  - 遠くに住んでいて利用する予定がない方
  - 利用しないのに管理費が高い方 など
- 相続した土地を一定の条件のもと、国が引き取ることができます。まずはご相談ください。

各会場  
定員36名  
(要予約)

#### 西部地区会場 [13:00~16:00]

市民協働センター 2Fギャラリー  
〒430-0929 浜松市中央区中央1-13-3

#### 中部地区会場 [13:00~16:00]

グランシップ 9階 会議室903・906  
〒422-8019 静岡市駿河区東静岡2-3-1

#### 東部地区会場 [13:00~16:00]

沼津労政会館 2階 第1会議室  
〒410-0055 沼津市高島本町1-3

お問い合わせ・予約先(3会場共通) **TEL.054-289-3700**



### 静岡県司法書士会

静岡市駿河区稲川一丁目1番1号  
TEL.054-289-3700 <https://tukasanet.jp/>



後援：静岡地方法務局